

第九十五号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 駐車場の付帯設備、その使用料及びその利用に関する手続等については、規則の定めるところによる。

第八条第一号及び第九条中「付属設備」を「付帯設備」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（駐車場の標識）

第十条の二 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の三の規定により特別区道に附属する駐車場に設ける標識には、次に掲げる事項を明示する。特別区道に附属する駐車場ではない駐車場に設ける標識についても、同様とする。

一 使用料の額

二 駐車することができる時間

三 使用料の徴収方法

四 その他駐車場の使用に関し必要と認める事項

2 前項の標識は、駐車場を使用しようとする者の見やすい場所に設けるものとする。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(説 明)

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の改正に伴い、特別区道に附属する自転車駐車場の標識に関する基準を定めるとともに、自転車駐車場の付帯設備及びその使用料等についての規定を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。